

○北斗市農業用廃プラスチック処理事業補助金交付要綱

平成19年9月25日

訓令第13号

改正 平成20年3月5日訓令第3号

(趣旨)

第1条 地域の自然環境を守るとともに農業の健全な発展を図るため、農業用に使用され廃棄される農業用廃プラスチックの処理に関する費用の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その補助金の交付に関しては、北斗市補助金交付規則（平成18年北斗市規則第40号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる事業は、新函館農業協同組合（以下「事業実施主体」という。）が行う北斗市内において農業用に使用され廃棄される農業用廃プラスチックの処理に関する事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、事業実施主体が農業用廃プラスチックの中間処理（破砕処理）に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費の3分の1以内とする。

2 災害の発生その他市長が特に必要と認めた場合においては、前項の規定に関わらず、補助金の額を定めることができる。

(交付申請に添付する書類)

第5条 事業実施主体の長は、北斗市補助金交付規則第3条に定める書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 農業用廃プラスチック処理事業排出者一覧表（別記様式）
- (2) 委託業者（農業用廃プラスチックの処理を委託した業者をいう。）との委託契約書の写し
- (3) 委託業者への支払いを証明するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成19年度の事業から適用する。

附 則（平成20年3月5日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年2月24日から適用する。

別記様式(第 5 条関係)

農業用廃プラスチック処理事業排出者一覧表

番号	排 出 農 家		処理重量 (kg)	処理金額 (円)	補助金額 (円)	搬入月日
	住 所	農業者氏名				
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
	合 計					